



富田林 0721-24-8764  
堺 072-289-7656

8:30~12:00 13:00~17:30

## 4月スタート 改正育児介護休業法

本年4月と10月に分けて育児介護休業法が大きく改正され、企業は対応が必要となります。

### 4月の改正内容

#### ★制度周知と 取得意向確認

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等の周知と休業取得の意向確認の措置を個別に行うことが義務となります。主な周知内容は次の通りです。

- ①育児休業等に関する制度内容
- ②育児休業等の申出先（例：人事部など）
- ③育児休業給付に関する事
- ④労働者が休業期間に負担すべき社会保険料の取扱い

妊娠した本人だけでなく、男性労働者も対象となるため、実施対象者はかなり多く発生しそうです。  
方法は直接面談のほか、オンライン面談や書面交付等でも可です。



これだけの事項を労働担当者が正確に把握したうえで労働者に説明を行うことは簡単なことではありません。そのため、対象者が出した際にはいつでも使用できるようなあらかじめ自社の制度や法内容をコンパクトにまとめた説明用ツールを用意しておいた方がよいでしょう。



## 10月の改正内容

### ★出生時育児休業の新設

いわゆる「産後パパ育休」と呼ばれるものです。主に男性を対象として出生後8週間以内の子を養育するためにする休業（最大4週間）を取ることでできるようになります。従来の育児休業とは別に取得することができ、また2回に分けて取得することもできます。

この他にも本来の育休を分割取得できるようなるなど様々な改正が実施されることとなり、企業は就業規則の改正や研修実施を含めた対応が必要となります。詳細はまさがき事務所までお問い合わせください。

## 在職老齢年金

在職老齢年金制度が見直されました。慢性的な人手不足の続くなか、採用や離職の引きとめに苦労されているというご相談が多いように感じます。どうしても若手に目が行きがちですが、ベテランの人材に目を向けてみてはいかがでしょうか。

令和4年4月から65歳未満の厚生年金被保険者の在職老齢年金制度が大きく変わります。今まで働いて収入を得た場合に支給停止となっていた老齢厚生

年金の額が大幅に緩和されました。支給停止を気にして労働時間を抑えていた方もしつかり働けるようになります。

支給金額の決定方法も仕組みが変わります。老齢厚生年金受給者が被保険者（70歳未満）として保険料を納め続ける場合には「在職時改定」と言って納めた保険料が年に1回年金に反映されるようになります。

他にも公的年金の支給開始時期を66歳以降にずらせば年金額が増額となる「繰下げ受給」という制度もあります。

定年制度の改正もあり年金受給引退ではなく、働きながら年金受給となる企業に変わっていきまし。企業にとっては即戦力となる人材に出会うチャンスかもしれません。

## 雑感

桜の美しい季節です。桜を見ると、その美しさに心を奪われると同時に、すぐに散ってしまう儚さにどこか寂しさを感じてしまいます。

日本に咲いているほとんどの桜が「ソメイヨシノ」。ソメイヨシノは江戸時代中期に江戸の染井村の植木職人によって作られたといわれていて、挿し木や接ぎ木によってしか増えません。今生えているソメイヨシノはすべて1本の木から始まったクローンなのです。300年以上前の日本で咲いていた桜と同じ桜を私たちは今見ているのです。江戸時代の人たちも、満開の桜を見て感動と儚さと寂しさを感じていたのでしょうか。そう思うと、さらに一層の風情を感じられます。（三木）

在職老齢年金（従来）

在職老齢年金（改正後）

年齢	基本月額 + 報酬月額	年金額
65歳未満	28万円以下	全額支給
	28万円超	一部または全額支給停止
65歳以上	47万円以下	全額支給
	47万円超	一部または全額支給停止

年齢	基本月額 + 報酬月額	年金額
65歳未満	47万円以下	全額支給
	47万円超	一部または全額支給停止
65歳以上	47万円以下	全額支給
	47万円超	一部または全額支給停止

基本月額：加給年金を除いた老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の月額  
報酬月額：標準報酬月額+（その月以前1年間に標準賞与額の合計）÷12